

序 文

法律の運用にあたっては、行政庁にある程度の裁量がまかされているので、ほとんどの行政庁は、条文解釈等を通達することによって、その法律運用の妙を図っている。しかし、それがあまりにも程度をこえると、いわゆる通達行政の弊害が顕著になり、国民の利益が害されるようなことになりかねない。

このような実害を防止するため、戦後制定された法律の多くは、定義規定を設けたり、解釈規定を明文化するのが例となっている。ところが商標法のように取引の実態の変化に伴って、運用解釈も変えざるを得ないような実体法については、それだけに頼る方法ではどうしても運用上限界が生ずるものである。そこで、特許庁では、商標法を円滑に運用し、審査の適正と迅速化を期するため、外部に公表せず、庁内用としてではあるが、とくに商標審査基準を作成のうえ、ここ10年間、商標法の運用をおこなってきた。しかるに、現行の審査基準では、高度成長経済に伴い、めまぐるしく、変動する経済社会の状況に対応することが段々とできなくなっている。そこで、現在の経済的、社会的客観状況に即応するよう商標審査基準を今般改正することにした。それと同時にこの審査基準によって秩序ある商標出願を今後期待するとともに、この審査基準に対する民間の意見を広く求めるため、試みに公開することにした。なお、この審査基準が作成されるまでの経過は、次のとおりであった。

審査第一部の商標第一課および第二課内に設置されている商標審査基準委員会において、昭和44年12月から改正作業を開始した。その後、委員会で検討を重ねること約40回、漸く最終案を作成し、審査官会議での審議および総務課における法律的再検討を経た後、庁議の了承を得て、昭和46年3月庁内手続を終え、公開のはこびになったものである。この間、民間関係者の代表として、日本特許協会と弁理士会の見解を求めて参考にしていく。また、このたびの審査基準作成に当っては、次の諸点に注意して改正された。

1. 拒絶理由通知書の記載方法など庁内手続だけのものは、極力削除した。
2. 法律的解釈が難解であって、多くの学説に岐れているものは、記載することを避けた。
3. 旧審査基準では現在における取引の実態に即してないものは、最近の実情に合致するよう改正した。
4. 各条項ごとに適切な具体例のある場合は、なるべく多数の例を挙げるように努めたが、内容の性質上、誤解を招くおそれのある事例については、列挙しない方針をと

った。

このように商標審査基準を今般制定し公開することにしたが、これは、審査官による判断の統一、審査の適正および促進を期するだけでなく、一般に公表することによって、各界の忌憚なき意見を徴し、その結果、第2次、第3次と審査基準の改正を重ね、よりよき商標審査基準を完成することになっているからである。従って今後関係各位の適切なおご批判をいただければ、幸いである。

昭和46年3月31日

特許庁審査第一部長

大久保 一郎